

物価高対応子育て応援手当のご案内

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給します。

1. 対象となる方（申請の有無・時期等）

①令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童は令和7年10月分）の児童手当受給世帯（申請不要）

※令和8年1月28日にお知らせを送付します。原則令和8年2月16日に支給予定です。

②令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童（新生児）の児童手当受給世帯（申請不要）

※児童手当の認定を確認次第お知らせを送付します。令和8年2月16日以降順次支給します。

③令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童は令和7年10月分）の児童手当を勤務先から受給している公務員世帯（原則申請が必要）

④令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童（新生児）の児童手当を勤務先から受給する公務員世帯（申請が必要）

※③④に該当する方は、令和8年2月1日から3月31日まで（3月中に出生した場合等やむを得ない場合は4月30日まで）を申請受付期間とします。

令和8年3月中旬以降順次支給します。

※令和7年10月1日～令和8年3月31日に離婚等により新たに児童手当の受給者となった世帯（ただし本手当を配偶者等から受け取っていない、かつ本手当がこどものために費消されていない場合）も対象となる場合があります。対象となる場合は、上記③④と同様期日までに申請が必要です。

2. 応援手当の額

対象児童1人当たり一律 **2万円**

3. 応援手当を受け取るための手続

- 申請が不要な方は、支給の前にお知らせが届きます。
- 申請が必要な方は、オンラインもしくは郵送でご申請ください。
- 御不明点は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

川崎市物価高対応子育て応援手当
コールセンター

044-222-7315

受付時間：平日8:30～17:00

メール：45kodoka@city.Kawasaki.jp

川崎市応援手当ホームページ

オンライン申請フォーム・
申請書類のダウンロード
はこちらから可能です。



川崎市物価高対応子育て応援手当

検索